



### ミャンマー情勢アップデート(5月19日)

執筆者: 湯川 雄介、中島 和穂、五十嵐 チカ、中島 朋子

今般、米国、カナダ及び英国がミャンマーの国軍関係者、団体又は企業に対する追加的な制裁を発表しましたので、お知らせします。

#### 1. 米国

米国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control (OFAC))は、2021年2月11日、資産凍結等の制裁対象となる個人や組織等のリスト(Specially Designated Nationals and Blocked Persons List。以下「SDN リスト」といいます。)にミャンマーの国軍関係者等、一定の個人・法人・組織等を掲載し<sup>1</sup>、その後も、同月下旬、3月、4月にミャンマーの国軍関係者や企業をSDN リストに追加しました<sup>2</sup>。OFACは、今般、同年5月17日付で、国家行政評議会(State Administration Council (SAC))及び16名の個人をSDN リストに追加する旨の発表を行いました<sup>3</sup>。

同発表によると、16名の個人のうち、4名はSACのメンバーであり、9名は国軍により大臣等とされている者であり、残り3名は既に制裁対象者とされている国軍高官の成年の子らとされています。また、当該発表では、今回の措置はミャンマー国民を対象

<sup>1</sup> <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210211>  
米国ミャンマー制裁の概要については、当事務所アジアニューズレター2021年2月15日号 ([https://www.nishimura.com/ja/newsletters/asia\\_210215.html](https://www.nishimura.com/ja/newsletters/asia_210215.html))をご参照ください。

<sup>2</sup> [https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210222\\_33](https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210222_33)  
<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210310>  
<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210322>  
<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210325>  
<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210408>  
<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210421>

<sup>3</sup> <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0180>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

とするものではないこと、及び、カナダ及び英国(2.及び 3.で紹介します。)と協調して行うものであること等も説明されています。

SDNリスト掲載の効果として、第一に、米国内にある、又は米国人の所有又は管理下にある制裁対象者の財産並びに財産に対する全ての権益は凍結され、OFACに報告されなければなりません。加えて、直接的又は間接的に制裁対象者によって50%以上が所有されている企業の財産や権益等も、同様に凍結されます。第二に、OFAC からライセンスを受けて行う場合等を除き、米国人又は米国内にいる者は制裁対象者との間でいかなる取引を行うことも禁止されます。禁止内容には、制裁対象者の利益のための資金、商品、又はサービスの支給又は提供並びに制裁対象者からの受領が含まれます。

今般 SDN リストに追加掲載された個人らが所管するとされるミャンマーの省庁の中には、商業省、中央銀行、計画財務工業省<sup>4</sup>等、外国投資と関連が深いものも含まれています。当該措置はあくまでも個人を SDN リストに追加したものであり、その文言上、これらの省庁との取引が禁止されてはならず、また、これらの省庁からのライセンス取得等のやり取りが禁止される取引に該当するかは明確ではありません。もっとも、今般の SDN リストへの追加掲載を受け、上記の省庁が国軍の強い影響下にあると評価される可能性はあり、これら省庁とのやり取り等がミャンマー国内外におけるビジネス上のレピュテーションリスクの評価に一定の影響を与える可能性も否定できません。

## 2. カナダ

カナダ外務省は、本年2月に国軍関係者9名の個人を制裁対象とすることを決定しましたが、今般、本年5月17日付にて、新たに16名の個人と10の団体に制裁を科す旨の発表を行いました。同発表によれば、国軍高官、国軍が任命した政府高官、その家族、及び関連企業が対象となっています。同制裁は、米国及び英国の制裁と協調してなされるもので、EU理事会による4月19日付制裁とも歩調を合わせるものであり、更に、追加制裁の必要性について検討を続けるとされています。

同制裁により、対象となった人物及び団体についてはカナダ国内での資産の凍結及び特定の取引やサービスの禁止、並びに、武器及び関連物品の輸出入の禁止、軍事活動等に関連する技術データの伝達の禁止及び軍事活動等に関連する金融サービスの禁止を含む通商停止が科されます<sup>5</sup>。

## 3. 英国

英国金融制裁執行局(Office of Financial Sanctions Implementation (OFSI))は、本年2月に国軍関係者を制裁対象とすることを決定し<sup>6</sup>、その後も3月<sup>7</sup>及び4月<sup>8</sup>に国軍関係者や企業を制裁対象としてきました。OFSIは、今般、本年5月17日付にて、国有企業ミャンマー・ジェムズ・エンタープライズ(Myanmar Gems Enterprise (MGE))に制裁を科す旨の発表を行いました<sup>9</sup>。

同制裁による資産凍結により、MGEによって所有又は管理され、英国で保有されている資金又は経済資源を扱うことができなくなります。また、第三者がMGEに資金又は経済資源を提供することも禁止されます。なお、MGEはカナダにおいては同日(5月17日)、米国においては4月8日付で制裁対象者リストに掲載されています。

<sup>4</sup> SDNリスト上の表記の通り記載していますが、計画財務工業省は今月、計画財務省及び工業省に(再)分割する旨のアナウンスがされています。

<sup>5</sup> [https://www.international.gc.ca/world-monde/international\\_relations-relations\\_internationales/sanctions/myanmar.aspx?lang=eng](https://www.international.gc.ca/world-monde/international_relations-relations_internationales/sanctions/myanmar.aspx?lang=eng)

<sup>6</sup> <https://www.gov.uk/government/news/uk-sanctions-myanmar-military-generals-for-serious-human-rights-violations>  
<https://www.gov.uk/government/news/uk-sanctions-further-myanmar-military-figures-for-role-in-coup-february-25-2021>

<sup>7</sup> <https://www.gov.uk/government/news/uk-sanctions-major-military-business-interests-in-further-measures-against-myanmar-military-regime>

<sup>8</sup> <https://www.gov.uk/government/news/uk-announces-further-sanctions-on-myanmar-military-linked-companies>

<sup>9</sup> <https://www.gov.uk/government/news/uk-announces-sanctions-on-gemstone-company-linked-to-the-military-regime-in-myanmar?fbclid=IwAR3RW2psEQw2bkxveWvMOGMu5kPGARw2f1xS39H4nvKHaecMry1jlcYKxeY>



ゆかわ ゆうすけ  
**湯川 雄介**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表

[y.yukawa@nishimura.com](mailto:y.yukawa@nishimura.com)

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013年1月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、ロビイング活動、法整備支援プロジェクトへの関与も多数。Chambers Asia-Pacific および Chambers Global において、ミャンマーの General Business Law の分野で Leading Individual に選出。



なかじま かずほ  
**中島 和穂**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[k.nakajima@nishimura.com](mailto:k.nakajima@nishimura.com)

2001年東京大学法学部第一類卒業、2002年弁護士登録、2009年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2010年ニューヨーク州弁護士登録。2009-2010年ニューヨークのワイル・ゴッチャル&マンジズ法律事務所勤務、2016-2019年ドバイ駐在員事務所代表。M&A、国際取引、規制対応、訴訟・紛争を中心とする企業法務全般を支援している。世界各国に拠点を有する企業の統合、地政学的なリスクを抱える中東への進出案件、M&Aの価格調整における巨額の仲裁案件等、様々な論点が複雑に絡む案件の経験が豊富。

近時は、米中対立や人権とビジネスに関する国際社会の関心の高まりを踏まえて、経済制裁や輸出規制等、安全保障や人権の観点からの規制を受ける商取引に多数関与している。



いがらし ちか  
**五十嵐 チカ**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[c.igarashi@nishimura.com](mailto:c.igarashi@nishimura.com)

1993年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2006年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006年国際連合本部(ニューヨーク)執務。1997年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録、2020年米国 ACAMS 公認 AML スペシャリスト(CAMS)登録。金融規制、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(AML/CFT)対策、経済制裁等に係る体制構築や当局対応を中心に、日系企業におけるグローバル・コンプライアンスおよびガバナンスに関する助言を幅広く提供している。



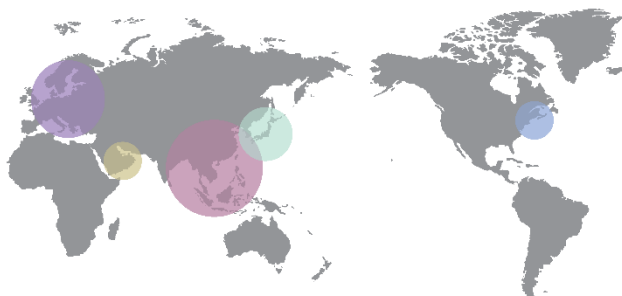
なかしま ともこ  
**中島 朋子**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[to.nakashima@nishimura.com](mailto:to.nakashima@nishimura.com)

2017年から2019年まで独立行政法人国際協力機構(JICA)長期派遣専門家として首都ネピドーに駐在した。現地裁判官・法務長官府職員との緊密な協力関係のもと、ミャンマーにおける知財裁判制度整備や民事調停制度導入等に関与した経験を有する。

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗

井垣太介

廣田雄一郎

伴真範

## 福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康

高木謙吾

舞田靖子

## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info\_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

パートナー 辰巳郁

浦野祐介

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info\_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

Dominik Kruse

## バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info\_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart

小原英志

Jirapong Sriwat

## 北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info\_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ

代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info\_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志

代表 東城聡

木下清太

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info\_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info\_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 大矢和秀

Vu Le Bang

Ha Hoang Loc

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info\_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

## シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info\_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

煎田勇二

Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

## ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info\_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

## 台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info\_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩

張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。